

令和6年度
償却資産（固定資産税）申告の手引き

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

聖籠町役場 税務課

目次

I	償却資産の申告について	
1	償却資産の申告をしていただく方	- 1 -
2	提出期限	- 1 -
3	不申告、虚偽の申告をされた場合	- 1 -
4	実地調査のお願い	- 2 -
5	提出書類	- 2 -
1	償却資産とは	- 3 -
2	業種別の主な償却資産	- 3 -
3	種類別の主な償却資産	- 4 -
4	家屋と償却資産の区分	- 4 -
5	償却資産の課税対象となる車両	- 6 -
6	申告が必要な資産	- 7 -
7	申告が不要な資産	- 7 -
8	リース資産、割賦販売資産の申告について	- 8 -
9	少額資産の取扱い	- 8 -
10	国税との主な違い	- 9 -
III	償却資産の評価について	
1	評価額の計算方法	- 10 -
2	税額の計算方法	- 10 -
	(参考) 減価残存率表	- 11 -
	(参考) 耐用年数表 [「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋]	- 12 -
3	固定資産税の軽減措置等	- 13 -
	特例対象資産例 (地方税法および聖籠町税条例より一部抜粋)	- 14 -
	(記載例)	
IV	償却資産申告書 (償却資産課税台帳) の書き方	-15-
V	償却資産申告書 (種類別明細書) の書き方	-16-

I 償却資産の申告について

1 償却資産の申告をしていただく方

聖籠町で商店や工場を経営されている方や、駐車場やアパートの貸付などの事業を行っている方で、その事業のために使用することができる償却資産を所有される方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有する償却資産を申告していただくことになっております。

※前年中に資産の増加、又は減少がない場合や、廃業、休業された場合でも申告は必要です。

※共同で償却資産を所有されている方は、代表者を決めて申告してください。

2 提出期限

提出期限 令和6年1月31日（水）

地方税法第383条の規定により、毎年1月31日（休日の場合は翌開庁日）までに申告書を提出しなければならないとされています。提出期限間近になりますと受付窓口の混雑が予想されますので、なるべく1月19日（金）までに提出していただきますようご協力をお願いします。

提出先： 〒957-0192

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

聖籠町役場 税務課

※郵送で提出される方で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

3 不申告、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金が徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

4 実地調査のお願い

償却資産の申告内容が適切であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

なお、実地調査に伴い修正申告をお願いすることもあります。その場合の修正年度は、現年度だけでなく過年度に遡及することもありますのでご承知おきください。

5 提出書類

(1) 前年度までに申告されている方

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した資産を申告してください。また、令和5年1月1日以前に取得した申告漏れの資産も申告の対象になります。

区分	提出書類	注意事項
資産の増減がある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産申告書（第 26 号様式） ・ 償却資産申告書 提出用 （資産の明細が記載されたもの） 	申告書 提出用 に増減のあった資産について記入してください。 →P16 参照
資産の増減がない方		申告書（第 26 号様式）「18 備考」欄に「資産の増減なし」と記入してください。
事業を廃止（休業）などされた方		申告書（第 26 号様式）「18 備考」欄に「廃業、休業」などの旨とその年月日を記入してください。

(2) 初めて申告される方

令和5年1月2日以降に新たに事業を開始された方や、令和5年1月1日まで資産がなく令和5年1月2日以降に新たに資産を取得した場合などは該当する全資産を申告してください。

区分	提出書類	注意事項
申告資産のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産申告書（第 26 号様式） ・ 償却資産申告書 提出用 	申告書 提出用 に取得した資産について記入してください。 →P16 参照
申告資産のない方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却資産申告書（第 26 号様式） 	申告書（第 26 号様式）「18 備考」欄に「所有資産なし」などの旨を記入してください。

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地や家屋以外の事業のために使用する資産です。

事業所や個人の方が事業を営むために用いている構築物・機械・工具・器具などが対象となり、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

原則、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、その減価償却額又は減価償却費が損金又は必要経費に算入される資産です。

2 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
事務系	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、事務机・いす、ロッカー、金庫、看板、LAN配線 等
喫茶・飲食店業	テーブル、いす、厨房用品、レジスタ、冷蔵庫、エアコン、舗装路面 等
理美容業	理容・美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、サインポール、レジスタ、看板、エアコン、舗装路面 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、舗装路面 等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、レジスタ、エアコン、看板、舗装路面 等
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、舗装路面 等
製造業	各種機械装置（金属製品製造設備・食料品製造設備など）、エアコン、看板、舗装路面 等
建設業	ブルドーザ、パワーショベルなどの大型特殊自動車 等
不動産業	受電・変電設備、エアコン、門扉、塀、緑化施設の外構工事 等
医療業	医療機器（レントゲン設備、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）、エアコン、舗装路面 等
農業	ビニールハウス、乾燥機、糶すり機、自動選別計量機 等

3 種類別の主な償却資産

資産の種類		主な資産の種類
第1種	構築物	構内舗装（駐車場の舗装路面を含む）、煙突、門、フェンス、井戸、庭園、広告塔、独立キャノピー、消雪設備、野立看板、側溝、簡易間仕切り、自転車置場、基礎のないプレハブ 等
	建物付帯設備	受電・変電設備、予備電源設備、中央監視設備、電力引込設備、LAN 設備 等
第2種	機械及び装置	工作機械、印刷機械などの各種産業用機械及び装置、建設機械（分類番号0、00～09、000～099のもの） 等
第3種	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、漁船 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号9、90～99、900～999のもの）、台車、鉄軌道用車両 等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象を除く
第6種	工具、器具及び備品	パソコン、プリンター、陳列ケース、机、いす、応接セット、金庫、テレビ、ロッカー、コピー機、測定工具、検査工具、ルームエアコン、理容・美容器具、医療機器、自動販売機 等

4 家屋と償却資産の区分

「家屋（建物）」とは、屋根及び周壁などがあり、土地に定着した建造物であって、居住、作業、貯蔵などの用途に供しうる状態にあるものを言います。

家屋（建物）には、建物付帯設備（建築設備：電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など）が含まれ、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価します。当該家屋が、自己所有であるか借家であるかによってその区分が異なります。

◆償却資産として申告が必要なもの（具体例については次ページをご覧ください。）

① 自己所有の家屋で事業をしている場合

特定の生産又は業務の用に供されるものや、独立した機械・装置としての性格が強いもの、家屋と構造上一体でないもの。

② 借家で事業をしている場合

賃借人（テナント）が取り付けした内装、造作及び建築設備（エアコン等を含む）などの全て。

◆家屋と償却資産の区分表

◎：申告が必要です。

○：家屋のため申告不要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有関係		
			自己所有		
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○		
電気設備	受・変電設備	設備一式		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎	
	電灯照明設備	屋外設備一式			◎
		屋内設備一式		○	
	電力引込設備	引込工事			◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備			◎
		上記以外の設備		○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎
		配管・配線、端子盤 等		○	
	LAN設備	設備一式			◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎
		配管・配線 等		○	
	インターホン設備	集合玄関機 等			◎
		上記以外の設備(配管、配線 等)		○	
監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎	
	配管、配線 等		○		
避雷設備	設備一式		○		
火災報知設備	設備一式		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎	
		配管・高架水槽、受水槽・ポンプ 等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用)			◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房等)、中央式給湯設備		○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備			◎
上記以外の設備			○		
衛生設備	設備一式(洗面器、便器等)		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ 等			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備		◎	
		上記以外の設備		○	
換気設備	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎	
		上記以外の設備		○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎	
		エスカレーター、ダムウェーター 等		○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎
		上記以外の設備		○	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備			◎
上記以外の設備			○		
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り(衝立)、機械式駐車設備、(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド 等		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎	

※賃借している家屋にこれらを賃借人(テナント)負担で取り付けられた場合は、全てが賃借人(テナント)が申告すべき償却資産となります。

5 償却資産の課税対象となる車両

大型特殊自動車に該当する車両は、ナンバーの有無にかかわらず償却資産の申告が必要です。

※大型特殊自動車と同種の車両であっても、下表右の要件にすべて該当しない車両は小型特殊自動車に該当するため償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無に関わらずナンバーの登録が必要です。

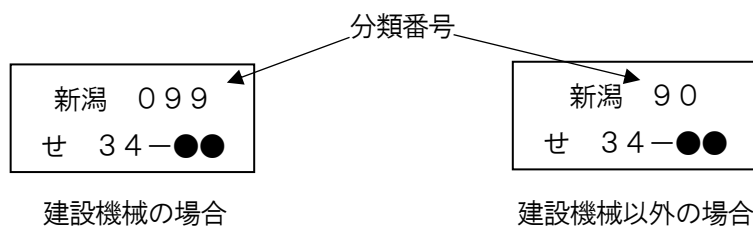
大型特殊自動車の種類	構造	大型特殊自動車の要件
一般用 ・ 建設用	ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラー、グレーダー、ロードスタビライザー、スクレーパー、ロータリー除雪自動車、アスファルトフィニッシャー、タイヤドーザ、モータースイーパー、ダンプ、ホイールハンマー、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダー、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のキャタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ① 長さが4.7mを超える。 ② 幅が1.7mを超える。 ③ 高さが2.8mを超える。 ④ 最高速度が15km/hを超える。
農 耕 作業用	トラクター、コンバイン、田植機、スピードスプレイヤー 等	最高速度が35km/h以上の場合は大型特殊自動車です。

(参考) 大型特殊自動車の「分類番号」

大型特殊自動車でナンバー登録している場合の「分類番号」は以下のとおりです。

- (1) 建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」
- (2) 建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」

[例]



6 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる土地・家屋以外の資産で次のいずれかに該当する資産です。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (4) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (5) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (6) 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- (7) リース資産であっても、契約の内容が割賦販売と同様の資産
- (8) 決算期以降に取得した資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- (9) 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定を適用し即時償却した資産
- (10) 福利厚生のために供している資産
- (11) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無に関わらず固定資産税の課税対象になります。）
- (12) 賃貸ビル等を借りて事業をされている方（テナント）が、平成16年4月1日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

7 申告が不要な資産

次のいずれかに該当する資産は、上記の「申告が必要な資産」に該当する場合であっても、固定資産税の課税対象外となりますので申告の必要はありません。

- (1) 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、営業権、電話加入権 等）
- (2) 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- (3) 棚卸資産
- (4) 生物（ただし、観賞用、興行用のものは申告の対象です。）
- (5) 書画骨董（ただし、税務会計上、書画骨董に該当するものに限ります。）
- (6) 繰延資産
- (7) 用途廃止資産（使用しなくなり、将来他に転用される見込みもない資産）
- (8) 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンスリース契約に係るリース資産で、取得価額が20万円未満の資産。
- (9) 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産のうち、次の①、②に該当するもの
 - ①耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上していない資産（一時に損金算入又は必要経費としている資産）
 - ②取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上、3年間で一括償却している資産

8 リース資産、割賦販売資産の申告について

(1) リース資産は、その契約内容により資産を貸している方に申告していただく場合と、資産を借りている方に申告していただく場合があります。

リースの契約内容	資産を貸している方	資産を借りている方
◎期間満了と同時に資産が回収されるような場合（通常の賃貸借契約によるリース資産）	申告が必要	申告不要
◎所有権留保付割賦販売等の期間満了後に、資産が使用者の所有物になるような場合	申告不要	申告が必要

※国税においては、所有権移転外ファイナンスリースについて、平成20年4月1日以降に締結したものは原則として借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては変更なく貸主が申告する必要があります。

※所有権移転外ファイナンスリースについて、貸主が所有するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告の必要はありません。

(2) 割賦販売により購入した資産については、所有権が売主に留保されている場合でも原則として買主が申告することになります。

9 少額資産の取扱い

取得価額が少額の資産の申告は、税務会計上の処理によってその取扱いが異なります。少額資産であっても、下表のとおり申告の対象となることがありますので、ご注意ください。

税務会計上の処理 \ 価額	10万円未満	10万円～ 20万円未満	20万円～ 30万円未満	30万円～
①一時損金算入	申告対象外	—	—	—
②3年一括償却	申告対象外	申告対象外	—	—
③リース資産	申告対象外	申告対象外	—	—
④中小企業等の 少額資産特例	—	申告対象	申告対象	—
⑤個別減価償却	申告対象	申告対象	申告対象	申告対象

※令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以降に取得した少額資産のうち①・②・③について、貸付け（主要な事業として行われているものを除く。）の用に供したものは、当該償却方法の対象外となりました。

10 国税との主な違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制度 （詳しくは、税務署へお問い合わせ してください。）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます （税務署へ届出書の写しを添付し てください。）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良が加えられた資産は、改良 費を分けて申告してください。）	合算評価（～H19.3.31取得分） 原則区分評価（H19.4.1～取得）
少額の減価償却資産 （耐用年数が1年未満又は 取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象とな らない。 （本来の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象）	損金算入が可能
一括償却資産 （取得価額が20万円未満 の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象とな らない。 （本来の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象）	3年間で損金算入が可能
中小企業者等が租税特別措 置法を適用して取得した30 万円未満の減価償却資産	課税対象	損金算入が可能

Ⅲ 償却資産の評価について

1 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について1品ごとに下記の計算式により算出します。

① 前年中に取得したもの

$$\text{取得価額} \times \text{耐用年数に応ずる減価残存率（右表のア）} = \text{評価額}$$

② 前年前に取得したもの

$$\text{前年度の評価額} \times \text{耐用年数に応ずる減価残存率（右表のイ）} = \text{評価額}$$

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

2 税額の計算方法

(1) 課税標準額

各資産の評価額の合計が「課税標準額」となります。

(2) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が、150万円（免税点）未満である場合は、償却資産に係る固定資産税は課税されません。

(3) 税額計算

課税標準額	×	税率	=	税額
(1,000円未満切り捨て)		1.4%		(100円未満切り捨て)

(4) 納期

固定資産税は4期（4月、7月、9月、12月）に分けて、土地・家屋分を合算して納めていただきます。

(参考) 減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	r	ア 前年中 取得 (1-r/2)	イ 前年前 取得 (1-r)		r	ア 前年中 取得 (1-r/2)	イ 前年前 取得 (1-r)
—	—	—	—	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

(参考) 耐用年数表〔「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋〕

※さらに詳しくお知りになりたい方は、同省令をご参照ください。

資産種類	細目	耐用年数	
構築物	建物	物置(簡易なもの)・ゴミ置場	7
	建物付属設備	可動間仕切り(簡易なもの)	3
		受変電設備	15
	構築物	工場緑化施設	7
		その他の緑化施設及び庭園	20
		舗装路面	
		コンクリート敷、ブロック敷	15
		アスファルト敷	10
		露天式立体駐車場設備	15
		下水道(コンクリート造)	15
		コンクリートブロック塀	15
	フェンス(金属造の塀)	10	
	構築物	広告用のもの	
		金属造のもの	20
その他のもの	10		
機械装置	外灯	10	
	食料品製造業用設備	10	
	自動車整備業用設備	15	
	農業用設備	7	
	クリーニング設備	13	
工具・器具・備品	家具 電気機器 ガス機器 家庭用品	事務机、いす、キャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		陳列棚、陳列ケース	
		冷凍機付又は冷蔵機付	6
		その他のもの	8
		その他の家具	
		接客業用のもの	5
		ラジオ、テレビ、テープレコーダ、 その他の音響機器	5
冷房用又は暖房用機器、 冷蔵庫、洗濯機、その他類似の 電気機器、ガス機器	6		
じゅうたん、その他床用敷物			
小売業、接客業用のもの	3		
その他のもの	6		

資産種類	細目	耐用年数	
工具・器具・備品	家具 電気機器 ガス機器 家庭用品	カーテン、座布団、寝具、 その他類似の繊維製品	3
		食事又は厨房用品	
		陶磁器製・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5	
	その他		
	主として金属製のもの	15	
	その他のもの	8	
	事務・通信機器	電子計算機	
		パソコン	
		(サーバー用の物を除く)	4
		その他のもの(サーバー)	5
	複写機、計算機、レジスタ、 タイムレコーダー、その他これら に類するもの	5	
	電話設備その他の通信機器		
	デジタル構内交換設備	6	
	その他のもの	10	
	看板広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
	その他のもの	5	
	金庫	手さげ金庫	5
その他のもの		20	
理容又は美容機器		5	
医療機器	消毒殺菌用機器	4	
	手術用機器	5	
	調剤機器	6	
	歯科診療用ユニット	7	
	その他のもの		
	レントゲン、その他電子装置 使用機器		
移動式のもの、救急医療用の もの及び自動血液分析器	4		
その他のもの	6		
前掲以外 のもの	漁具	3	
自動販売機	5		

3 固定資産税の軽減措置等

(1) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に定める資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

新規資産で特例に該当する資産をお持ちで、初回申告の場合には「償却資産に係る課税標準の特例適用申告書」(町ホームページに掲載されています。)を作成の上、特例該当資産であることを証明する関係書類を添付し、申告書と合わせて提出してください。次項の表又は関係法令をご参照ください。

※毎年の税制改正により、新設、廃止、縮減・拡張されることがあります。

町ホームページ URL : <https://www.town.seiro.niigata.jp/sinseisyo/sinsei.html#zeimu>

こちらから様式等をダウンロードできます。

聖籠町ホームページ>申請書等ダウンロード>税務課>固定資産税>減額

(2) 非課税

地方税法 348 条に定める資産については、非課税の措置が講じられています。

該当資産がある場合には、固定資産税非課税規定の適用申告書を作成の上、非課税該当資産であることを証明する関係書類を添付してください。

(3) 減免措置

災害(暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、その他異常な自然現象又は火災により生ずる被害)により損害を受けた場合、損害の程度が一定以上のものについては固定資産税が減免されます。

特例対象資産例（地方税法および聖籠町税条例より一部抜粋）

対象資産	特例率	取得期間	特例適用期間	添付書類
○法第 349 条の 3 関係				
ガス事業資産	1/3 (最初の 5 年)	H29.4.1～	5 年間	ガス事業法に基づく許可証の写し
	2/3 (次の 5 年)	H29.4.1～	5 年間	
内航船舶	1/2	期限なし	期限なし	船舶登録票、船舶国籍票、船舶検査証書等
家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2 わがまち特例	期限なし	期限なし	許認可証の写し、仕様書
○法附則第 15 条関係				
太陽光発電設備（1,000kw 未満）	2/3 わがまち特例	R2.4.1～ R6.3.31	3 年間	再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書の写し、出力規模・発電能力等がわかる書類
特定事業所内保育設備の用に供する償却資産	1/2 わがまち特例	H29.4.1～ R6.3.31	5 年間	助成決定通知書の写し、仕様書
先端設備導入計画に基づいて取得した償却資産	1/2 賃上げ表明なし	R5.4.1～ R7.3.31	3 年間	先端設備導入計画認定申請書一式及び認定書の写し
	1/3 賃上げ表明あり	R5.4.1～ R6.3.31	5 年間	
		R6.4.1～ R7.3.31	4 年間	
○旧法附則第 64 条関係				
先端設備導入計画に基づいて取得した償却資産	0/10 わがまち特例	R3.4.1～ R5.3.31	3 年間	先端設備導入計画認定申請書一式及び認定書の写し
<p>・この表は地方税法より特例関係法令を一部抜粋し、まとめたものになります。この表以外の特例対象資産を適用する際は、関係法令をご確認もしくは税務課までお問い合わせください。</p> <p>・地方税法の新設・廃止・縮小・拡張されることがありますので、申告の際は最新の関係法令を確認ください。</p> <p>・わがまち特例とは、「地域決定型地方税制特例措置」のことで地方自治体が自主的に判断し、条例でその特例の率を決定できるようにする仕組みです。聖籠町では表中の（わがまち特例）と記された資産が対象となります。</p>				

IV 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

令和 6 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印
令和 6 年 1 月 15 日
聖籠町長 殿

※所有者コード
999999

①住所
〒957-0192
聖籠町大字諏訪山1635番地4
(電話 0254-27-2111)

②氏名
株式会社 聖籠町鉄工所
代表取締役 聖籠 太郎

③個人番号又は法人番号
0123456789012

④事業種目
建設機械製造業
(資本金等の金額) (120 百万円)

⑤事業開始年月
昭和48年 6月

⑥申告の応答者の氏及び氏名
経理担当 聖籠 太郎
(電話 0254-27-2111)

⑦税理士等の氏名
税理士 聖籠 太郎
(電話 0254-27-2111)

資産の種類	前年中に取得したもの(イ)			前年中に減少したもの(ロ)			前年中に取得したもの(ハ)			計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)		
	数量	評価額	課税標準額	数量	評価額	課税標準額	数量	評価額	課税標準額	数量	評価額	課税標準額
1 構築物		1,600,000									1,600,000	
2 機械及び装置		12,250,000		2,800,000				2,090,000			11,540,000	
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品		5,325,000		300,000				5,025,000			5,025,000	
7 合計		19,175,000		3,100,000				2,090,000			18,165,000	

⑮市(区)町村内における事業所等資産の所在地

⑯借用資産 (有・無) せいろうリース

⑰事業用家屋の所有区分 自己所有・借家

⑱備考 (添付書類等)

取得価額
(イ):R5.1.1以前に取得
(ロ):R5.1.2～R6.1.1までの減少
(ハ):R5.1.2～R6.1.1までの増加
(ニ):(イ)-(ロ)+(ハ)
R6.1.1現在の償却資産の取得価額の合計

- ①住所 法人の場合は主たる事業所、又は固定資産税に関する事務を行っている所在地を記入してください。
- ②氏名 法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
※所有者の押印は不要です。
- ③個人番号又は法人番号 個人番号又は法人番号を記入してください。
- ④事業種目 事業種目を記入してください。(例：建設業、印刷業、医療業など)
- ⑤事業開始年月 事業を開始した年月を記入してください。
- ⑥申告の応答者 申告書について応答される方の部署、氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑦税理士等の氏名 税理士等に経理を委託している場合、氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑧～⑭ 該当する方を○で囲んでください。
- ⑮資産の所在地 資産の所在地を記入してください。
- ⑯借用資産の(有・無) 該当する方を○で囲み、有の場合は貸主の名称等を記入してください。
- ⑰事業用家屋の所有区分 該当する方を○で囲んでください。
- ⑱備考(添付書類等)
 - ・前年中に増減資産がない場合、「資産の増減なし」と記入してください。
 - ・前年中に解散・合併・廃業等した場合、その内容及び年月日を記入してください。

V 償却資産申告書（種類別明細書）の書き方

所有者コード		令和 6 年度 償却資産申告書		令和 6 年 1 月 15 日		所有者名			頁															
999999		提出用					株式会社 聖蹟町鉄工所 印			1/1														
① 異動区分 増 1 訂 2 正 3 少 4 除 5	② 資産の種類 1 2 3 4 6	③ 資産の名称等 記入の必要はありません。	④ 数量	⑤ 取得年月		⑥ 取得価額	⑦ 耐用年数	⑧ 課税標準の特例	⑨ 減少の事由及び区分	⑩ 増加の事由	⑪ 適用年度・旧耐用年数	⑫ その他	R4.1.1 現在所有していない例											
				1	4									19	6	1	600,000	10	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									22	8	2	600,000	10	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									19	6	1	250,000	13	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4	H21	10	
				1	4									21	7	9	200,000	10	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									21	7	3	900,000	15	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									22	8	6	600,000	6	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	5									8	4	1	590,000	10	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	5									8	5	1	500,000	10	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									27	6	1	525,000	5	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									27	6	1	525,000	5	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									27	6	1	525,000	5	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									27	6	1	525,000	5	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									27	6	1	525,000	5	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				1	4									27	6	1	525,000	5	1-2-3-4	1-2	1-2-3-4			
				小計													1876,000							
																	18,600,000							

- ① 異動区分 該当する番号を○で囲んでください。
- ② 資産の種類 該当する資産の種類を数字を記入してください。
1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品
- ③ 資産の名称等 資産の名称や型式など、30字以内で記入してください。
- ④ 数量 資産の数量を記入してください。
- ⑤ 取得年月 資産を取得した年月を記入してください。
年号欄は、1=明治、2=大正、3=昭和、4=平成、5=令和を意味しています。
- ⑥ 取得価額 当該資産の取得価額を記入してください。なお、取得価額とは資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、購入手数料、その他直接要した費用等を含む）を言います。また、消費税の取扱いについては会計上選択している経理方式で統一してください。
- ⑦ 耐用年数 減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1、第2、第5及び第6に掲げる年数を記入してください。
- ⑧ 課税標準の特例 新規取得された資産で、課税標準の特例に該当する資産をお持ちの場合は特例率を記入し、必要書類を提出してください（P13 参照）。
- ⑨ 減少の事由及び区分 該当する番号を○で囲んでください。
- ⑩ 増加の事由 該当する番号を○で囲んでください。
- ⑪ 適用年度・旧耐用年数 税制改正による耐用年数の変更があった場合、記入してください。
- ⑫ その他 非課税該当資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却、陳腐化償却を行っている資産は、余白にその旨を記入してください。
※押印欄がありますが、押印不要です。

